

患者のみなさまへ

令和6年6月から

「ベースアップ評価料」がはじまります。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

「ベースアップ評価料」について

- ☑ 看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和6年6月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ☑ これにより、6月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。
- ☑ このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

ご理解くださいますよう、お願い致します。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年4月1日
たやす腎クリニック
院長 陀安 智也

外来ベースアップ評価料の算定について

令和6年度診療報酬改定において新設されました外来ベースアップ評価料を当院におきましても令和7年4月1日より算定いたします。医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、これまで以上に安心して質の高い医療を受けていただける環境を整える努力を続けてまいります。

上記に伴い、診療費の中に下記点数が加算されますが、患者様にはご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

外来ベースアップ評価料（1） ※1日につき

初診時6点 / 再診時2点